

多重債務者対策の推進を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成21年12月11日

提 出 者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 坂 本 弘

平成 21 年 12 月定例会 原案可決・全会一致
多重債務者対策の推進を求める意見書

多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、段階的に施行されている。改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、2007年4月には 多重債務相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育を柱とした多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、全国の自治体における多重債務問題への取り組みなどにより、2008年の自己破産者が13万人を下回るなどその成果を上げつつある。

出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などの改正貸金業法の完全施行により、高金利や過剰貸付与信等が是正され、さらなる改善効果が期待される。

一方、昨今の経済悪化により、資金調達の困難を理由とした中小事業者の倒産が増加傾向にあるため、一部には資金調達ができない要因が改正貸金業法にあるかの世論をつくり、改正貸金業法完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求めようとする動きもある。

しかしながら、1990年代におけるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下で、商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばした結果、1998年に自殺者が3万人、自己破産者が10万人を超えるなど短期間に多重債務問題が社会問題化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばしや金利規制などの貸金業者に対する規制を緩和することは、再び多重債務者や自殺者、自己破産者の急増を招きかねないものである。

よって、国においては、下記事項について実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備をはかり、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口を充実できる施策を講じること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融業者の摘発に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月15日

郡 山 市 議 会